

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

(2) 総事業費の推移				単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	6,939	6,659	6,861	6,797	6,950
			県支出金	千円	3,469	3,329	3,430	3,398	3,475
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	3,504	3,330	3,432	3,399	3,476
			事業費計（A）	千円	13,912	13,318	13,723	13,594	13,901
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	145	145	145	145	145
			人件費計（B）	千円	612	608	602	602	602
			トータルコスト(A)+(B)	千円	14,524	13,926	14,325	14,196	14,503

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	身体障害者福祉法の制定により、昭和24年から開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成18年10月の障害者自立支援法施行により、利用者負担が原則1割となり、補装具からストマ用装具、歩行補助つえ（Ｔ字つえ）、人工喉頭が日常生活用具へ、意思伝達装置が補装具へそれぞれ移行した。 平成21年10月から、市の要綱により障がい児の保護者の自己負担が無料となった。 平成22年4月から、障害者自立支援法の一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、難病患者等も支給の対象となった。 ニーズの多様化や障がい者向けの機器の充実により用具の種類や質が変化している。 介護保険の福祉用具と共通する日常生活用具の給付については、介護保険による給付貸与が優先される。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 日常生活用具給付事業は、居宅での障がい者の日常生活を支援し介護者負担を軽減する事により、市民福祉の向上に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法第77条により実施主体が市町と定められている。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 対象及び目的は法の基準に基づいており、適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 申請による給付になるが、手帳交付時の事業説明により日常生活用具を必要としている障がい者は申請を行なっているため、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に基づいて実施しているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 法令で定まっているので、事業費の削減は難しい。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しているので削減できない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に基づいて実施しているので公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td>／</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>／</td><td>／</td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	／	低下		／	／
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○	／																				
	低下		／	／																				
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td>／</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>／</td><td>／</td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	／	低下		／	／
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○	／																				
	低下		／	／																				